

御注意

- この引換証書で現金をお受け取りになったときは、領収証書欄に住所氏名を書き押印してください。
- 受取人欄記載の方以外の方が現金を受け取る場合は、受取人欄記載の方からの委任が必要です。
(表面の委任欄を御活用ください。)
なお、委任を受けられた方が現金を受け取った際には、委任を受けられた方が領収証書欄に住所氏名を書き押印してください。
- 職員及び退職者等の給与・賃金・退職手当・退職者改定差額・特別勤務手当・講師手当・報酬等については、御本人以外の方がお受け取りになることはできませんので、必ず御本人がお受け取りください。
- 10万円を超える金額をお受け取りの際は、本人確認書類の提示が必要となります。なお10万円未満の場合であっても、確認書類の提示を求められる場合があります。
〔御提示いただく確認書類〕
○個人の場合…運転免許証、健康保険証等の公的書類(委任の場合は、委任者(本人)と受任者のもの)
○法人の場合…登記事項証明書、印鑑証明書等の公的書類及びお受け取りになる方の確認書類
詳しくは、お受け取りになる金融機関にお問い合わせください。
- 印紙税法の規定により印紙税を納める必要がある場合は、収入印紙を印紙欄に貼り、消印してください。
- 受取人欄の住所氏名に誤り又は変更がある場合、証書を損傷又は亡失された場合は、表面記載のお問い合わせ先にお問い合わせください。

【受取可能な金融機関の御案内】

記載銀行が山陰合同銀行の場合	鳥取県・島根県(隠岐郡除く)・岡山県・広島県・兵庫県・大阪府・東京都内の本店及び各支店、出張所、代理店
記載銀行が鳥取銀行の場合	鳥取市・岩美郡・八頭郡内の本店及び各支店、出張所、代理店
送金小切手と記載がある場合	現金のお受け取りは引換証書ではなく、同封した送金小切手によりお受け取りいただくこととなります。送金小切手裏面に署名押印し、送金小切手により送金小切手記載の金融機関でお受け取り下さい。

【現金引換証書の記載例】

1. 受取人本人(鳥取太郎)が現金を受け取る場合

領収証書	上記金額を領収しました。 平成24年9月12日 住所 鳥取市東町一丁目220番地 氏名 鳥取 太郎	領収日を記入 印	受取人本人が記入、押印してください。 法人の場合の氏名欄への記入は、ゴム印でも可 法人の場合の押印は、代表者印以外は不可
------	--	-------------	--

2. 現金の受け取りを鳥取太郎から鳥取花子に委任する場合

委任(委任する場合は記入してください。)			
この引換証書による現金の受け取りを 鳥取 花子 に委任します。 平成24年9月12日 住所 鳥取市東町一丁目220番地 氏名 鳥取 太郎	鳥取花子を記入 委任した日を記入 印	委任欄は受取人本人(鳥取太郎)が記入、押印してください。	
領収証書	上記金額を領収しました。 平成24年9月12日 住所 鳥取市東町一丁目220番地 氏名 鳥取 花子	領収日を記入 印	受任者(鳥取花子)が記入及び署名、押印してください。 (※委任者と同じ印を使用すると受け取りできない場合があります。) 法人の場合の氏名欄への記入は、ゴム印でも可 法人の場合の押印は、代表者印以外は不可